

議案第22号
議案第23号

「川崎市附属機関設置条例の一部改正の方針について」
及び
「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について」

1 学校事故等詳細調査委員会設置の背景

(1) 学校事故等の対応の現状

現在、本市における学校事故等が生じた場合の対応については、本市が学校事故の防止や事故発生時の対応について定めたマニュアル（心ゆたかな子どもの育成のために＜第3版＞）に基づいた初期対応や、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）に基づいた基本調査については、既にこれらの指針等に基づいて、対応しています。

(2) 学校事故等詳細調査委員会の設置

指針では、基本調査後に詳細調査に移行する場合には、「外部の委員等で構成する詳細調査委員会を設置して行う」とされているところ、現在本市では、この詳細調査を実施する第三者委員会の設置がないことから、**体制整備を図るため、川崎市附属機関設置条例の一部改正を行い、学校事故等詳細調査委員会を設置するものです。**

【学校事故等の対応の流れ】

初期対応（状況の把握や救急処理、二次災害の防止、保護者との連絡等）～事故処理（教職員への周知、再発防止策の取組、指導等）

死亡事故及び治療に要する期間30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故の場合、学校による基本調査を行う。

学校による基本調査（関係する教職員・児童生徒等への聴き取り等）、教育委員会への報告、保護者への説明

- ① 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
- ② 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ③ 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- ④ 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合等

詳細調査へ移行する。

今回の条例
改正により
体制整備

外部の委員等で構成する「詳細調査委員会」を設置し、詳細調査を行う。

2 学校事故等詳細調査委員会の概要

(1) 詳細調査の目的

事実関係を整理する「基本調査」等により得られた情報に基づき、日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かすために実施するもの

(2) 主な役割

- ①事故の兆候なども含め、当該事故に関係のある事実を可能な限り明らかにすること、②事故当日の過程を可能な限り明らかにすること
- ①、②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校での事故防止の取組の在り方を見直すこと

(3) 委員の構成

- 学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- 調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

3 時間額の報酬の支給

学校事故等詳細調査委員会の委員報酬については、会議開催日における日額報酬のほか、関係者へのヒアリングや報告書の作成等、作業性が強く1日の内で長時間にわたって勤務に従事するような業務を行う場合があることを踏まえ、学校事故等の詳細調査に従事した時間に応じた報酬を支給することができるよう、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正を行い、いじめ問題・専門調査委員会における報酬と同様、時間額の報酬（10,000円）を設定します。

4 今後のスケジュール

- 11月中旬 教育委員会定例会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取）
- 12月中旬 総務委員会（議案審査）

5 条例改正の方針

(1) 川崎市附属機関条例（平成27年川崎市条例第1号）

学校の管理下における事件・事故等の詳細に関して調査審議する「学校事故等詳細調査委員会」を附属機関として設置するため改正するもの

(2) 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）

学校の管理下における事件・事故等の詳細に関する事項に関して調査審議する「学校事故等詳細調査委員会」が附属機関として設置されることに伴い、本市調査委員会当該附属機関の委員に時間額の報酬を支給するため改正するもの